

<武蔵野市内の建築行為に伴う緑化に関する手続きについて>

→ はい

令和2年9月1日

---> いいえ

武蔵野市の緑のうち、民有地と公有地の割合をみると、約6割の緑は民有地にあり、市内の緑の多くは、民有地に依存している状況です。武蔵野市では、緑豊かなまちづくりを進めるため、建築行為に伴う敷地内の緑化にご協力いただくため、武蔵野市まちづくり条例（以下、「まち条」という。）や武蔵野市緑化に関する指導要綱に基づく手続きや協議を定めています。

